

平成30年度第2回 芦屋市指定管理者選定・評価委員会
(美術博物館・谷崎潤一郎記念館) 会議録

日 時	平成30年7月6日(金) 9:30~12:00
場 所	芦屋市役所東館3階 大会議室2
出 席 者	委員長 倉本 宜史 副委員長 岡 泰正 委 員 小市 裕之 委 員 富田 智和
欠 席 者	委 員 山野 英嗣
市 出 席 者	企画部長 川原 智夏 企画部主幹(施設政策担当課長) 島津 久夫 政策推進課主査 筒井 大介 政策推進課 岡本 将太
事 務 局	社会教育部長 田中 徹 生涯学習課長 茶嶋 奈美 生涯学習課 石田 直也
会議の公開	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 会議の冒頭に諮り、出席者4名中4名の賛成多数により決定した。 [芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要] <非公開・一部公開とした場合の理由> 書類審査及び法人情報が含まれるため

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 会議運営に関する確認等
- (3) 報告事項
 - ア 応募状況
 - イ 質問及びその回答
 - ウ その他
- (4) 協議事項
 - ア 書類審査について
 - イ 面接審査の実施方法について
 - ウ その他
- (5) 次回の委員会日程について
- (6) 閉会

2 提出資料

- (1) 委員名簿
- (2) 応募法人一覧表
- (3) 面接審査実施方法（案）
- (4) 募集要項
- (5) 業務仕様書
- (6) 審査要領
- (7) 選定基準
- (8) 平成 27 年度外部評価

3 審議経過

(1) 開会

(事務局：茶嶋) ただいまから第 2 回芦屋市立美術博物館及び谷崎潤一郎記念館指定管理者選定・評価委員会を開催させていただきます。

進行は、倉本委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

(倉本委員長) 改めまして、皆さんおはようございます。

早速ですが、お手元の次第に沿って会議を進めていきたいと思ひます。

(2) 会議運営に関する確認等

(倉本委員長) では、本委員会の成立要件の確認をいたします。

事務局から報告、お願いいたします。

(事務局：茶嶋) 本日は委員定数 5 名中、4 名の皆様の御出席をいただいておりますので、過半数の出席があり、本委員会は成立しております。

(倉本委員長) ありがとうございます。次に、本委員会の公開・非公開についてお諮りいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：茶嶋) 芦屋市情報公開条例で、附属機関の行う会議は原則公開と定められております。ただし、芦屋市情報公開条例第 19 条により、非公開情報が含まれる事項の審議や公開することにより会議の構成または円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合につきましては、出席者の 3 分の 2 以上の賛成があれば公開しないことができることとなっております。

本日の審議におきましては、書類審査及び法人情報が含まれるため、非公開とすべきと考えております。

(倉本委員長) ありがとうございます。ただいま事務局から説明いただきましたけれども、会議のほう、非公開とすることに異議はございますでしょうか。

----- 異議なしの声 -----

(倉本委員長) ありがとうございます。それでは、会議を非公開に決定いたします。

次に議事録の取り扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：茶嶋) 議事録の公開につきましては、非公開の会議であっても、発言者名を含め、非公

開の趣旨を損なわない範囲で公開すべき、とされているところですので、そのよう
に取り扱いたいと考えております。

(倉本委員長) ありがとうございます。ただいま、事務局から御説明いただきましたが、質問、御
意見等ございますでしょうか。

----- 異議なしの声 -----

(倉本委員長) それでは議事録の取り扱いにつきましては、発言者名を含め非公開の趣旨を損なわ
ない範囲で公開とさせていただきます。

次に、応募法人と各委員の利害関係について事務局から報告をお願いいたします。

(事務局：茶嶋) 先日、各委員に対して、応募法人との利害関係の有無について、確認させていた
だきました。きょう現在、どなたも利害関係はないとの御回答をいただいております
ので、委員の交代はございません。

(倉本委員長) ありがとうございます。

応募法人との利害関係はないという報告をいただきましたが、委員の皆様におかれ
ましては、その後、応募法人からの接触などは、ございませんでしょうか。

特に皆様、ないということを確認いたしました。

(3) 報告事項

(倉本委員長) それでは、次に報告事項について事務局からの御説明をお願いいたします。

(事務局：茶嶋) 次第の3、報告事項の(1)応募状況、(2)質問及びその回答、(3)その他に
ついてまとめて御説明させていただきます。

まず応募状況の前に先日の第1回委員会後の募集要項及び仕様書の修正点につ
いて説明させていただきます。

前回いただいた御意見の中で、自主事業を書く際に、記載するイベント数、それ
に制限がないことの注意書きを追記しました。

また、「閉館」の文言を「休館」に修正しました。

「予算額」という文言を修正後は削除させていただいて、29年度分の実績値が
わかりましたので、それに修正させていただいております。

次に、応募状況について、6月19日の応募締切時点で、1業者から応募があり
ました。

本来なら締切は6月18日でしたが、当日は大阪府北部の地震のため、交通機関
が停止しており、提出が困難なところもあることが予想されたため、1日延ばさせ
ていただきました。その結果、19日に1社出てきました。

なお5月28日に開催しました現地説明会では、6業者に参加いただいております
ですが、そのうちの2社が共同体によって応募されたということになります。

質問につきましては、その共同体から全28項目について質問を受け付けまして、
回答しております。

前回の委員会のときに、選定基準と審査要領につきましては、特に修正がござい
ませんでしたので、前回のまま選定基準・審査要領を進めたいと思います。

説明につきましては、以上です。

(倉本委員長) ありがとうございます。

質問は6社の現地での説明会に参加された企業の、何社からの質問になりますか。

(事務局：茶嶋) 6社に現地説明会に来ていただいたとき、そのうち2社から質問がございました。

その一覧がこのQ&Aになっております。

(倉本委員長) 2社で28の質問ということですね。特にないようですので、次に移りたいと思います。

(4) 協議事項

(倉本委員長) 協議事項に関しまして、まず、第1次選考である書類審査に関しまして、事務局からの説明をお願いいたします。

(事務局：茶嶋) 協議事項について、(1) 書類審査について、(2) 面接審査の実施方法について、(3) その他についてまとめて説明させていただきます。

今回の書類審査で出していただいた書類につきましては、全てそろっており、不足はございません。また、欠格事項につきましても、様式5の指定管理者の選定等に係る誓約書の提出がございましたので、欠格事項はございません。

次に、審査要領3、選定の方法(1)第1次選考について、施設の安全対策等から鑑み、公の施設の指定管理者としての最低条件として、ここに書かれているアイウの条件のいずれかに該当する法人等は、除外することとしております。

まず、ア、提案した額につきまして、予定価格を下回っていることが確認できますので、アにつきましては、該当しないということになります。

次に、イとウの経営状態及び管理運営に関しまして懸念のある法人について、特に懸念があるかどうかということは、事務局で判断しかねる部分でございますので、委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。

(倉本委員長) ありがとうございます。

ただいまの御説明に対して、御質問ございますか。

また最後に説明いただきました経営状態及び管理運営について懸念のある法人の判断ということに関しまして、御意見をいただければと思います。

(小市委員) イの経営状態に関しては、2社ございますけれども、決算書とか、税金関係申告書を拝見させていただく限りにおいて、何か経営等で懸念があるようには私は感じておりません。ただ、運用管理部分に関しましては、分担に関して、なぜこの2社で共同運営される形になったのかというふうなところは、書類では少しはかりかねるか。

(事務局：茶嶋) 一応、こちらの2社は共同体として現在、美術博物館を指定管理していただいているので、その関係で共同体になられたのではないかと思います。

(小市委員) 実績はあるということですか。

(事務局：茶嶋) はい。今、指定管理をやっておられます。

(倉本委員長) ありがとうございます。ほかに御意見はございますか。

(岡副委員長) 明石文化博物館も同じところですか。

(事務局：茶嶋) はい。

(小市委員) 今の視点では、私、運営についてはよくわからないとコメントしたんですけれども、

懸念があるかどうかについては、ここではわからないということなのか、それともあきらかに懸念がないという認識で共通しているのでしょうか。

(倉本委員長) 今日のところは管理運営に関しては、特にそこまで重大な問題はないというレベルで考えていてよろしいでしょうか。

(岡副委員長) そう思います。

(倉本委員長) 細かいところは次回の判断の中で我々がそれを踏まえて判断するというところでよろしいでしょうか。

----- 異議なしの声 -----

(倉本委員長) ありがとうございます。

ほかにございましたら。では特にないということですので、一旦ここでの1次選考としての書類審査の結果は一応除外される法人等はないといたしますが、よろしいでしょうか。

----- 異議なしの声 -----

(倉本委員長) ありがとうございます。

次の審議に入りたいと思います。面接審査の実施方法に関しまして、事務局からの説明をお願いいたします。

(事務局：茶嶋) 次回7月20日のプレゼンテーションの方法についての説明になります。「面接審査の実施方法について」をごらんください。

(2)の審査時間等につきまして、審査時間は45分間を予定しております。最初の15分で提案を説明いただいて、残り30分で質疑応答の時間として予定しております。なお、時間管理につきましては、事務局でさせていただきます。当日、その時点で書類を見ながらの採点は難しいかと思っておりますので、プレゼンテーション当日までに、書類に目を通していただきまして、当日のプレゼンテーションと合わせて、採点いただきますようよろしくお願いいたします。

採点につきまして、各項目10点満点を基本としております。2の管理体制が20点満点。それと、1の管理運営に当たっての基本方針の(1)管理運営を行うに当たっての基本方針についても20点満点。その2カ所以外は、10点満点を基本としており合格点を7点として採点していただきますよう、お願いいたします。

2カ所の20点採点につきましては、一度10点満点で採点いただき、それを2倍して、偶数で記入いただきたいと思います。

審査方法については、以上です。

(倉本委員長) ただいまの御説明に対しましての御質問ございませんでしょうか。

(小市委員) 現在の指定管理者の第三者評価結果が7割に到達していないのですが、事務局として何かこれまでの第三者評価を踏まえたところでお考えがあれば、あるいは何か気になるところがあれば参考までにお伺いしたいのですが。

(事務局：茶嶋) この第三者評価は、27年度時点ですて、それからかなりの改善をしていただい

ております。美術博物館の台帳整備の部分につきまして、多少懸念がありますが、それ以外は対応されているので、当時とは大分変わっているかとは思いますが。

(小市委員) わかりました。ありがとうございます。

(倉本委員長) その他、ございますか。

(岡副委員長) 前回のプレゼンテーションは、美術博物館と谷崎潤一郎記念館がそれぞれ違う会社だったわけですね。

(事務局：茶嶋) はい。そうです。

(岡副委員長) 今回、指定されれば美術博物館の運営経験はあるが、谷崎館は初めての運営をすることになる。文学的などころが、前もって拝見したところだけでも、もうちょっといいろんなことができないかと思ったりします。

(倉本委員長) 募集、審査要領などは、申し込んでおられるところは、把握した上でつくられているという認識でよろしいでしょうか。

(事務局：茶嶋) 審査要領と審査基準については、お見せはしていません。

(倉本委員長) 募集要項は把握した上でつくられているわけですかね。

(事務局：茶嶋) はい。

(倉本委員長) 募集要項で提案を求めている内容で、提案書に書かれてないものが幾つかありますので、それに関してはこちらから素直に質問するということが、可能だという認識でよろしいでしょうか。

(事務局：茶嶋) はい。

(岡副委員長) 企画のプレゼンテーションで、この何年か先までずっとこういうことができますというのを書き出していくとはとても至難のことですが、今回の提案書では書いてあるんですね。こういうことが美術博物館でできますと。

ただ、果たしてこれ本当に実現できるのかと審査するというのは、ものすごく難しく、本当にこれでやるだけのスタッフを抱えてやりきれるかとか、この予算の中でやりきれるかというのが私なんかにしてみたら、自分がやれって言われたら、大変な作業なので。

実現性の問題で、美術博物館と谷崎記念館の両方、両輪でやらないといけない。スタッフを動かさないといけない。文化的なスタッフと美術的なスタッフですね。これをつくられた方がどういう形でその3年先を見越して、本当に実現性があるものとして、プランニングされてるのかというところ。

(事務局：茶嶋) 平成35年の具体点を書いていらっしゃるの、リニューアルオープンで頑張ろうと思って書いてくれているのかなと思いますので、その辺の計画性なんかも、聞いていただければと思います。

具体策がなく、そのつもりで準備していきますという回答になるかもしれませんが、言っていただければと思います。

(倉本委員長) ほかに御質問やコメント等はございますか。

1社しかないというのは、難しいところではありますけれども、当日は質問いただければと思います。

(岡副委員長) 広報宣伝費は市が負担するということが質問がありましたが、間違いはないでしょうか。

(事務局：茶嶋) 谷崎賞の受賞者の特別講演会をするんですけど、それは市の主催なので、市で負担します。それ以外は指定管理者の負担となります。

(岡副委員長) そういふことですね、わかりました。

(事務局：茶嶋) 中央公論新社さんの賞ですので、今回御応募いただいているということは、特に問題なく、連携していただけるのかなとは思っております。どこが応募されるかわからなかったもので、市が主催ということで、その賞の特別講演会は募集要項に書かせていただきました。

(小市委員) 面接審査の実施方法は、これは候補者には伝えられている内容ということですか。

(事務局：茶嶋) 委員の皆様はこの審査方法がいいか、聞いているところですので、本日の委員会終了後、応募者にお知らせをさせていただきます。

(小市委員) その中で、一応募者あたり3人以内とあるんですけども、前回ですと、2館別々に応募され、2館別々の面接だったわけですけども、今回、2館同じく提案してくれということになったときに、3人以内というのは、ちょっと仕分けが厳しいんじゃないかなという気はするんですが。そのあたりはほかの委員の方、いかがでしょうか。

(市出席者：島津) 3人というのは、芦屋市のマニュアル上設定しているだけなので、共同体などで4社以上で来ているのに、3人となると厳しい面もあろうかと思えます。その辺りは、柔軟に対応していいかと思えますので、別に4人になっても構わないかと思えます。

(小市委員) 文化的な背景はよくわかりませんが、美術と歴史と文学と3領域あって、さらに管理面、経営面というだけでも、大きく4つエリアがあるような気がします。それを応募者がどう考えて、参加するかわからないですが、個人的には、5人となるとちょっと多いかなと思えます。1人ぐらい増やすという意図で、3人程度というふうな書きぶりもあるのかなという気はいたしますが、いかがですか。

(倉本委員長) 仮に前回の指定管理者の選定プレゼンの際に2人ずつ来られたとしても、今回2館同時なので、4人ぐらいが適当なのかなと思えましたので、そういう意味では、私は4人でも全然問題ないかなとは思えます。

書きぶりとしては、3人程度にするか、4人と明記するかというのは、どちらのほうがよろしいですか。4人以内とするかとか。

(小市委員) 芦屋市さんでは、基本的には3人とこれまで表記されてきたところですから、4という固有の数字にするよりは3人程度というふうにされたほうが、もし、何か質問されたときに、ある程度柔軟な対応ということで、対応されるほうがよろしいんじゃないでしょうか。

(倉本委員長) では、ここでは3人程度という形で審査の方法を応募事業者のほうにお伝えいただければと思います。よろしく願いいたします。

その他、面接審査に関しまして、時間は15分ということで、よろしいでしょうか。

特にほかの委員の方から時間に関してはないということですので、時間は15分で行きたいと思えます。

その他に関しまして、また、何か確認内容ですとか、御質問ありましたら、お願いいたします。特に審査の方法等ないようでしたら、協議自体はここで終了といたしたいと思えます。また、何か質問ありましたら、個別にでも事務局等に問い合わせいた

できれば、ありがたいと思いますので、ぜひお願いいたします。

(5) 次回の委員会日程について

(倉本委員長) それでは、次回の委員会日程等につきまして、事務局からの御説明をお願いいたします。

(事務局：茶嶋) 次回につきましては、7月20日金曜日9時半から、今度は市役所の北館の4階、教育委員会室になります。前回させていただいたところになりますので、北館の4階にお越しくください。そちらで開催させていただきますので、よろしくお願ひします。

(小市委員) ちなみに応募者は何時ごろに入られる形になるんですか。

(事務局：茶嶋) 9時半からではありますけど、最終の事前説明がございますので、ちょっとだけ時間をいただいて、それからと考えております。

(6) 閉会

(倉本委員長) 以上でよろしいですか。では、これで終了とします。

(事務局：茶嶋) ありがとうございました。